

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、一般社団法人 月山朝日観光協会が提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。ユーザーの皆さま（以下、「ユーザー」といいます。）には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条（適用）

本規約は、ユーザーと一般社団法人 月山朝日観光協会との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

一般社団法人 月山朝日観光協会は本サービスに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。

本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

第2条（サービスの利用申し込み）

本サービスにおいては、ユーザーが本規約に同意の上、一般社団法人 月山朝日観光協会の定める方法によってサービスの利用をお申し込み、一般社団法人 月山朝日観光協会がこれを承認することによってサービスの利用が成立するものとします。

一般社団法人 月山朝日観光協会は、ユーザーに以下の事由があると判断した場合、利用の申し込みを承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- ・ 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- ・ 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
- ・ その他、一般社団法人 月山朝日観光協会が利用登録を相当でないと判断した場合

第3条（レンタルサービス）

一般社団法人 月山朝日観光協会はユーザーに対し、所有の物品を賃貸し、ユーザーはこれを賃借します。

第4条（利用料金および支払方法）

ユーザーは、本サービスの対価として、一般社団法人 月山朝日観光協会が定め、ユーザーに提示した利用料金を、一般社団法人 月山朝日観光協会が指定する方法により支払うものとします。

ユーザーが利用料金の支払を遅滞した場合には、ユーザーは年14. 6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第5条（レンタルサービスに関する担保責任の範囲）

1. ユーザーの責に帰さない事由によりレンタル期間中に商品に欠陥が生じ、商品が正常に作動しなくなった場合、当社は、速やかに商品を交換します。
2. 一般社団法人 月山朝日観光協会に代替商品が無い場合又は交換に多大な費用又は時間を要する場合は、当社は商品のレンタル料をご返金しレンタル契約を解除させていただくことがあります。
3. 前2項の場合において、一般社団法人 月山朝日観光協会は、一般社団法人 月山朝日観光協会に故意又は重大な過失がある場合を除き、ユーザーに対してレンタル料の返還以外の損害賠償の責任は負いません。本項に基づいて一般社団法人 月山朝日観光協会が責任を負う場合、その損害の範囲は現実に生じた直接の損害に限ります。

第6条（レンタル物品の使用、保管）

1. ユーザーは、商品をできるだけ汚したり壊したりしないように使用し保管することに努めなければなりません。
2. ユーザーは、商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸等をしたりすることはできません。
3. ユーザーは、商品を改装、改造することはできません。
4. ユーザーは、商品が到着し次第、商品の形状、数量に関してチェックし、その時点で破損や不足など何らかの問題を発見した場合、一般社団法人 月山朝日観光協会に直ちに連絡をするものとします。問題の連絡を受けたときは、一般社団法人 月山朝日観光協会は、代品または不足分の送付を速やかに行います。なお、この場合第5条を準用するとともに、到着時のこれらの問題に関して、レンタル期間の開始日の翌日以降のご連絡は受け付け致しません。
5. ユーザーは、商品を使用される前にその使用方法を確認し使用を開始するものとします。

第7条（レンタルサービスの利用義務違反）

1. 商品がユーザーの責に帰すべき事由により紛失、損傷した場合、又はユーザーが一般社団法人 月山朝日観光協会の商品に対する所有権を侵害した場合は、ユーザーは、一般社団法人 月山朝日観光協会に対し、商品の再購入代金、修理代金、他ユーザーへのレンタル不履行の損害等 一般社団法人 月山朝日観光協会が被った一切の損害を賠償していただきます。
2. 商品が盗難にあった場合は、一般社団法人 月山朝日観光協会へ直ちに連絡をするとともに、警察に被害届を提出し、武川商店に受理番号を報告いただければ、賠償の責任が免除される場合があります。

第8条（レンタル物品の返却）

1. ユーザーは、商品をレンタル期間満了日までに一般社団法人 月山朝日観光協会の指定する方法により返却するものとします。なお、ご返却の梱包は原則として引渡時の荷姿でご返却ください。それ以外の荷姿の場合は追加料金が発生する場合がございます。
2. ユーザーは、商品をレンタル開始時と同様の状態で返却するものとします。ユーザーの故意又は明らかな不注意による汚れや破損と判断されるものがあつた場合、一般社団法人 月山朝日観光協会は別途ユーザーに修繕・整備料または使用不能となった商品の再購入代金を請求することができます。
3. ユーザーがレンタル期間満了日を過ぎても一般社団法人 月山朝日観光協会に商品を返却しなかったときは、一般社団法人 月山朝日観光協会が商品の返却を受けるまでの間、ユーザーには遅延金として、1日あたりレンタル料金の日割金額の倍額をお支払いいただきます。返却の見込みがないと一般社団法人 月山朝日観光協会が判断した場合は、別途商品再購入価格をお支払いいただきます。また、当該商品の次の予約のユーザーに貸出ができないなど、ユーザーによる返却がなかったことにより一般社団法人 月山朝日観光協会が損害を被った場合には、その損害の賠償を請求させていただきます。

第9条（レンタル物品返却時の一部欠品）

1. 商品の返却時には、レンタルした商品のセット内容のすべてを揃えてご返却ください。商品の一部（付属備品を含む）が返却されなかった場合、そのセットのすべての返却を一般社団法人 月山朝日観光協会が受けるまで、セット内容すべてについて第8条第3項の延滞金をお支払いいただきます。また、一部欠品によってその商品の次の予約のユーザーに貸出ができないときをはじめ、一般社団法人 月山朝日観光協会が損害を被った場合には、その損害の賠償を請求させてい

たきます。

2. 前項の場合の、セット内容の一部の返却に要する配送料が発生する場合はユーザー負担となります。
3. レンタルした商品の一部をユーザーが紛失された場合のほか、返却の見込みがないと一般社団法人 月山朝日観光協会が判断した場合、商品の再購入価格をお支払いいただきます。

第10条（レンタル期間の延長）

1. レンタル期間の延長をご希望される場合、レンタル期間満了日の正午までに一般社団法人 月山朝日観光協会の指定する方法（電話）にてお申し出いただき、一般社団法人 月山朝日観光協会がこれを承諾した場合に限り、レンタル期間を延長することができます。ただし、当該商品につき別のユーザーから予約が入っている場合等にはレンタル期間を延長することはできません。
2. 延長不可の連絡があった場合、ユーザーは商品をレンタル期間満了日に速やかに返却をするものと致します。返却が遅れることで他のユーザーへの貸し出しが出来ず、一般社団法人 月山朝日観光協会が不利益を被った場合、その損害分を請求させていただきます。
3. 第1項に基づきレンタル期間を延長する場合、一般社団法人 月山朝日観光協会が商品ごとに定める所定の延長料金をお支払いいただきます。なお、ご連絡なく延長された場合やご連絡を事後に行った場合は、無断延長として扱い、延長1日につき延滞金として第8条第3項に定める金額をご請求させていただきます。

第11条（不可抗力によるレンタル不履行）

一般社団法人 月山朝日観光協会がユーザーに対しレンタル開始日までに天災、地変、火災、戦争、内乱、その他不可抗力（武川商店の責によらないものに限る。）により商品の引き渡しを完了できないときは、その事由の継続する期間に限り、一般社団法人 月山朝日観光協会は遅滞の責を負わないものとします。

第12条（レンタルに関するユーザーの損害について）

レンタル契約の履行にあたって、一般社団法人 月山朝日観光協会の責めに帰す事由によりユーザーに損害が生じた場合は、一般社団法人 月山朝日観光協会は、ユーザーに現実生じた直接の損害につき、レンタル料を上限として賠償責任を負います。これを超える範囲の損害及び以下の損害について、一般社団法人 月山朝日観光協会は一切の責任を負いません。ただし、第7条第3項に基づく損害賠償についてはこの限りではありません。

第13条（準拠法）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本サービスに関して紛争が生じた場合には、一般社団法人 月山朝日観光協会の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

第14条（規約違反及び違法行為への対応）

1. ユーザーが本規約に違反したときは、一般社団法人 月山朝日観光協会は何らの催告も要さず、直ちにレンタル契約を解除することがあります。この場合ユーザーは一般社団法人 月山朝日観光協会の被った損害について賠償する責任を負います。
2. 前項のほか、商品の返却をご連絡なく延滞され、ご連絡がつかないまま2週間を経過しても商品が返却されない場合や、お申し込みないように虚偽の住所・身分・連絡先等を記載した場合又は電話の不通などが発生した場合等は、法的手続きを含む必要な措置を取ります。

第15条（一般社団法人 月山朝日観光協会からユーザーへの通知及び連絡）

一般社団法人 月山朝日観光協会からユーザーに対する通知や連絡は、原則として当該通知または連絡を一般社団法人 月山朝日観光協会がユーザーに送信してから通常到達までに必要な日数をもって到達したものとみなします。

第16条（本規約の変更・追加・削除）

1. 一般社団法人 月山朝日観光協会は、ユーザーに事前に通知なしに、本規約及び本規約に付随する規約の全部又は一部を任意に変更・追加・削除することができます。また、必要に応じて新たな規約等を追加できます。
2. 一般社団法人 月山朝日観光協会は、本規約の変更・追加・削除を、一般社団法人 月山朝日観光協会ウェブサイトへの掲示その他一般社団法人 月山朝日観光協会が妥当と判断する方法によるユーザーへの通知をもって行うことができ、郵送・電子メールその他の方法で通知する義務を負いません。
3. 規約の変更・追加は、一般社団法人 月山朝日観光協会ウェブサイト上に掲載した時点より効力が発生します。
4. 一般社団法人 月山朝日観光協会は、本規約の変更・追加によりユーザーが被った損害につき、一般社団法人 月山朝日観光協会に故意又は重大な過失がある場合を除き、直接的・間接的に関わらず、一切の責任を負いません。
5. 一般社団法人 月山朝日観光協会は、一般社団法人 月山朝日観光協会からの通知・連絡が届かない場合や遅延した場合に生じる損害について、一切の責任を負いません。